

西宮市高齢者バス運賃助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、バスによる移動が必要な地域の高齢者の外出支援を行い、健康の保持等福祉の増進に寄与することを目的として実施するバスの運賃を補助する事業（以下「助成事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 助成事業は、次に掲げる要件を備える者(以下「対象者」という。) に対して行う。

- (1) 毎年度4月1日において、満70歳以上で本市に住所を有し、かつ本市の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 西宮市予約制福祉タクシー派遣事業又は西宮市定額制福祉タクシー派遣事業の登録者でないこと。

(助成額)

第3条 助成額は、1人年額5,000円を限度とする。

(利用対象者の登録)

第4条 助成を受けることができる者は、「西宮市高齢者バス運賃助成事業登録申請書(様式1又は2号)」により登録を申請し、審査の上、登録された者(以下「登録者」という。)とする。

(助成方法)

第5条 助成方法は前条に規定する登録者に対し、次の各号に定める乗車券等を1冊又は1枚購入する場合において1,000円の助成を行うことを証した「西宮市高齢者バス運賃助成割引購入証」(以下「購入証」という。)5枚を、住民基本台帳に記載されている住所に郵送により交付する。また、購入証の送付先の変更を希望する者は、申請書に変更後の住所を記載すること。

- (1) 阪急バス・阪神バスICカード乗車券hanica(発売額2,000円のもの及び2,000円を超えるもの。)
- (2) はんきゅう・はんしんランドバス70
- (3) みなと観光バス回数券
- (4) さくらやまなみバス回数券
- (5) ぐるっと生瀬、名塩・生野高原ふれあいバス コミュニティ交通共通回数券

(協定の締結)

第6条 市は、一般乗合旅客自動車運送事業者(以下「バス事業者」という。)のうち、助成事業の実施に同意する者と協定を締結するものとする。

2 前項の協定は、登録者のために助成額を控除して乗車券等を発売する方法等、助成事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(再交付)

第7条 購入証の再交付は行わない。ただし、購入証を汚損し、又は破損したため、使用できなくなったときは、購入証の再交付を受けることができる。

2 前項の規定により購入証を再交付するときは、当該購入証の表面余白に再交付である旨及び原購入証の番号を表示する。

(再送付請求)

第8条 郵便物の不着等の理由で購入証を受領することができなかった者は、再送付の請求をすることができる。

2 前条第2項の規定は、購入証の再送付について準用する。この場合において、同項中「再交付」とあるのは、「再送付」と読み替えるものとする。

(登録の抹消)

第9条 市長は、前年度中に利用実績がない登録者について、登録を取り消すことができる。ただし、対象者が改めて第4条における登録を申請した場合は、審査の上、再登録できるものとする。

2 市長は、登録者として不適当と認める事由が生じたときは登録を取り消すことができる。

(譲渡等の禁止)

第10条 登録者は、購入証を第三者に譲渡し、又は転売してはならない。

(返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により購入証の交付、再交付若しくは再送付を受け、又は前条の規定に違反して譲渡、若しくは転売した者がある場合は、その者から購入証の返還を求めることができる。

2 前項の規定により返還されるべき購入証が既に助成を受けたものであるときは、当該助成額の返還を求めることができる。

(乗車券等の購入)

第12条 登録者は、第5条各号に掲げる乗車券等を購入する場合において、同条に規定する助成を受けようとするときは、購入証をバス事業者に提出しなければならない。

2 前項の助成は、当該購入証の交付を受けた年度の3月31日までに限り受けることができる。

3 第1項の場合において、乗車券等の購入について、購入証を提出するものとする、ただし、発売額が4,000円以上の乗車券等を購入する場合は、発売額を2,000円で除して得た枚数(1枚未満の端数は切り捨てる。)を限度として購入証を2枚以上同時に提出することができる。

4 対象者は、第1項の規定により購入証を提出したときは、購入する乗車券等の価額から提出した購入証に記載された助成額(前項ただし書きの規定により2枚以上の購入証を提出するときは、当該購入証に記載された助成額の合計額)を控除した額をバス事業者に支払うものとする。

5 第1項の規定による乗車券等の購入は、登録者本人又は登録者から委任を受けた者に限り行うことができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。